二十三　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第四号及び第六号
二十四　臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）第五十三号
二十五　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）第一条
二十六　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の二第二十号及び第三十五条の五第二十三号
二十七　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第三十五条の二第二十号及び第三十五条の四第二十三号
二十八　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百九条第七号及び第十二号並びに第百十一条第二号
二十九　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二第四号チ
三十　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号
三十一　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号から第四号の三まで
三十二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）第十一条第一号
三十三　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第四百十一号
三十四　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）第二条第六号
三十五　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号
三十六　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第六十四条第一項及び第百三条第一項の表第六十四条第一項の項
三十七　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）第四号リ
三十八　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）第三条第一項
（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）
第五条　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。
第一条第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項第四号」を「第七十七条第一項第九号」に改め、同条第六号及び第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
第二条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）
第六条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。
第二十二条第十号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第十四号中「第二十五条の十二第一項」を「第二十五条の十二第一項」に改め、同条第二十三号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。
（地方独立行政法人法施行令の一部改正）
第七条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。
第十三条第三項第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第七号及び同条第四項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。
（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）
第八条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。
第六十四条の見出し中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条中「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。
（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）
第九条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第二項中「第二十五条の十二第一項に」を「第二十五条の十三第一項に」に、「第二十五条の十二第一項第三号」を「第二十五条の十三第一項第三号」に改める。
第三条の見出しを「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例）」に改め、同条第一項中「障害者自立支援法第五条第二十二項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十二項」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第二項中「障害者自立支援法第五十四条第三項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十四条第三項」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第三項中「障害者自立支援法第七十条第二項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第四項中「障害者自立支援法第七十六条第一項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。
附則第三条の見出しを「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第二項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第三項中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典